2　前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者について学位規程第22条第2項の規定によるやむを得ない事由があると大学院委員会が認めた場合は、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものをリポジトリにより公表するものとする。ただし、やむを得ない事由が解消した場合には、当該論文の全文をリポジトリにより公表しなければならない。

3　リポジトリによる公開に際しては、図書部図書情報課に「東北学院大学学術情報リポジトリ登録申請書（公開許諾書）（学位論文）」（別記様式第3号）を提出するものとする。

（事務）

第11条　この規程に関する事務は、図書部図書情報課において処理する。

（改廃）

第12条　この規程の改廃は、運営委員会が発議し、教授会及び大学院委員会の議を経て学長が行い、理事会の承認を得るものとする。

附　則

この規程は、平成25年11月20日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附　則（平成27年7月29日改正第67号）

この規程は、平成27年7月29日から施行し、平成27（2015）年4月1日から適用する。

附　則（平成28年9月7日改正第114号）

この規程は、平成28（2016）年9月7日から施行し、平成28（2016）年4月1日から適用する。

附　則（令和元年11月8日改正第81号）

この規程は、2019年11月8日から施行し、2019年11月1日から適用する。

附　則（令和3年3月31日改正第84号）

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附　則（令和5年2月16日改正第36号）

この規程は、2023年4月1日から施行する。

附　則（令和6年8月7日改正第126号）

この規程は、2024年8月7日から施行し、2024年4月1日から適用する。

東北学院大学大学院長期履修規程

平成25年4月10日制定第6号

改正　平成28年 2 月10日改正第14号
平成28年 3 月22日改正第67号
平成28年 9 月21日改正第118号
平成29年 3 月29日改正第72号
令和 3 年 6 月23日改正第116号
令和 6 年12月11日改正第148号

（趣旨）

第1条　この規程は、東北学院大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第7条第5項の規定に基づき、東北学院大学大学院各研究科における長期履修に関し必要な事項を定める。

（対象者）

第2条　長期履修の申請をすることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　職業を有し、就業している者
(2)　育児、介護等の事情を有する者
(3)　その他研究科長が相当であると認める者

（履修期間等）

第３条　長期履修の期間は、年単位とする。

2　長期履修の期間は、大学院学則第７条の２に規定する最長在学年限を超えることはできないものとする。

3　休学の期間は、前項の期間に算入しない。

（申請）

第４条　長期履修を希望する者は、新年度の授業開始日の１か月前までに当該研究科長を経て、長期履修申請書（別記様式第１号）を学長に提出しなければならない。

（許可）

第５条　長期履修の許可は、研究科委員会及び大学院委員会の議を経て学長が行う。

（長期履修期間の変更）

第６条　長期履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）が、当該期間の変更（短縮又は延長をいう。以下同じ。）を希望する場合は、変更開始前年度の１月末日までに、長期履修期間変更申請書（別記様式第２号）を学長に提出しなければならない。

2　長期履修期間の変更は、在学中１回限りとする。

3　長期履修期間変更の許可は、研究科委員会及び大学院委員会の議を経て学長が行う。

（学納金）

第７条　長期履修学生が納付すべき学納金の額は、東北学院大学大学院学生納付金等納入に関する規程の定めるところによる。

（事務）

第８条　この規程に関する事務は、学務部大学院課において処理する。

（改廃）

第９条　この規程の改廃は、東北学院大学大学院研究科委員会及び東北学院大学大学院委員会の議を経て学長が行い、理事会の承認を得るものとする。

附　則

この規程は、平成 25 年５月１日から施行し、平成 25 年４月１日入学者及び同日に在学する者から適用する。

附　則（平成 28 年２月 10 日改正第 14 号）

この規程は、平成 28 年２月 10 日から施行し、平成 26 年４月１日入学者及び同日に在学する者から適用する。

附　則（平成 28 年３月 22 日改正第 67 号）

この規程は、平成 28（2016）年４月１日から施行する。

附　則（平成 28 年９月 21 日改正第 118 号）

この規程は、平成 28（2016）年９月 21 日から施行する。

附　則（平成 29 年３月 29 日改正第 72 号）

この規程は、平成 29（2017）年３月 29 日改正し、平成 29（2017）年３月１日から適用する。

附　則（令和３年６月 23 日改正第 116 号）

この規程は、2022 年４月１日から施行する。

附　則（令和６年 12 月 11 日改正第 148 号）

この規程は、2024 年 12 月 11 日から施行し、2024 年４月１日から適用する。

別記様式第１号（第４条関係）

研究科長	専攻主任

長　期　履　修　申　請　書

年　　月　　日

東北学院大学長　殿

研究科　　専攻

氏名

下記のとおり長期履修を申請します。

記

入学年月日		年　　月　　日
長期履修 申請期間		年　　月　　日から　　年　　月　　日まで（　　年間）
現住所		〒 電話番号
勤務先	名称・職種等	
	所在地	〒 電話番号
理　由		
履修計画		
指導教員の所見		署名

別記様式第２号（第６条関係）

研究科長	専攻主任

長期履修期間変更申請書

年　　月　　日

東北学院大学長　殿

研究科　　専攻

学生番号

氏名

下記のとおり長期履修期間の変更を申請します。

記

入学年月日	年　　月　　日
許可済の履修期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで（　　年間）
変更後の履修期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで（　　年間）
変更後の通算在学期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで（　　年間）
変更の理由	
変更後の履修計画	
指導教員の所見	署名